

◎新潟県告示第1033号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年9月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 魚沼都市計画下水道
- (2) 名称 魚野川流域下水道（堀之内処理区）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
魚沼市竜光字村前の一部
- (2) 削除する部分
魚沼市竜光字村前の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成28年9月27日
至 平成28年10月11日
- (2) 場所
 - ア 魚沼市大塚新田91-4（〒946-0004）
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 魚沼市今泉1488-1（〒946-8555）
魚沼市土木課都市整備室

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。